

第5回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日時 2016年4月22日(金)
(平成28年)
19時00分から
場所 湘南NDビル 6階
6-1会議室

- 1 藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会の進捗状況について
- 2 浜見保育園アスベスト関連検診に際する補償の考え方(藤沢市石綿関連疾患補償検討部会検討状況報告)について
- 3 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

NO	氏名	氏名(読み)	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学(教授)	学識経験者	
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	
4	吉村 信行	よしむら のぶゆき	藤沢市医師会	医師	
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	遅
6	清水 朋子	しみず ともこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	
7	牛島 聡美	うしじま さとみ	東京弁護士会	弁護士	
8	久保 博道	くぼ ひろみち	神奈川県弁護士会	弁護士	
9	有蘭 和子	ありぞの かずこ	浜見保育園関係者	市民	遅
10	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	

藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会 進捗状況（検討経過）

2016年（平成28年）4月22日

1 第4回委員会開催時点における課題について

(1)「昭和59年度改修工事における、遊戯室工事の期間や内容を確認するため、設計担当職員へ確認を行う」点について

ア 事務局において、昭和59年度改修工事の設計担当職員（現在は市を退職している）に連絡をとり出席依頼を行ったが、当時の記憶はほぼないこと、また自身の都合により出席自体も困難なことから、設計担当職員からのヒアリングは未実施である。

イ 昭和59年度改修工事の際に設計主管課である公共建築課に所属していた職員から、当時の公共工事の状況及び工事概要の推測についてヒアリングを実施した（詳細は「2 検討経過報告」のとおり）。

(2)「昭和59年度改修工事における、児童等の状況について確認するため、当時の浜見保育園職員へ確認を行う」点について

ア 保育課において、昭和59年度に浜見保育園に所属していた職員に対し、追加ヒアリングを実施し、その概要を報告した（詳細は「2 検討経過報告」のとおり）。

(3)「雨漏りの状況や天井板取り外し時の天井裏の状況等を確認するため、当時の浜見保育園用務員へ確認を行う」点について

ア 保育課において、平成16年度から平成25年度まで浜見保育園に所属していた用務員に対し、部会への出席を要請。部会出席のうえ、部会員よりヒアリングを実施した（詳細は「2 検討経過報告」のとおり）。

2 検討経過報告（吹き付け材が飛散したと思われる事実別）

(1)昭和47年度開園当時から昭和59年度までの自然劣化又は人為的接触

ア 本件は、第4回委員会において名取委員より確認のあった事項である。

イ 当該4歳児室（旧遊戯室）天井裏に使用されていた吹き付け材はコテ押さえ工法によるものであり、恐らく当該室の用途から吸音目的により施工されたものであることを確認した。

ウ 他事例の参照により、コテ押さえといえども、吸音目的の場合はある程度柔らかさを保持させたまま施工する場合もあることを確認した。

エ ウの場合、吹き付けてからある程度の時間が経過した段階で、自然劣化による飛散が有り得ることを確認した。

(2)昭和59年度改修工事

ア 1 - (1) - イのとおり、昭和59年度に公共建築課に所属していた職員よりヒアリングを実施した。

イ 昭和59年度以前まで4歳児室(旧遊戯室)に設置されていた北側下がり壁については、設計図面には記載がないことから、材質はモルタルではなく、木材等で意匠のために後から設置したものである可能性が高いことを確認した。

ウ 天井板を設置するために吹き付け材へ打ち込んだアンカーの本数は、職員からのヒアリング及び部会員による現地確認により77本程度と推定された。その他、電灯1箇所に対して2本のアンカーが打ち込まれていることから、それに加えて16本程度という本数が推定された。なお、併せて当時の公共工事に関する共通仕様書も今後確認する予定。

エ 1 - (2) - アのとおり、昭和59年度に浜見保育園に所属していた職員に対し保育課にて追加ヒアリングを実施したところ、昭和59年度改修工事においてプレハブ建屋は設置していないことが確認されたことから、工事を行っている建物内に園児や職員等もいた可能性が高いことを確認した。

オ 昭和59年度の藤沢市の「工事検査講評」により、工事期間が昭和59年11月から昭和60年2月と確認され、工事期間が冬であることから工事中に窓を開けていた可能性は低いことを確認した。

カ 工事の段取り・順序として、1階から実施していったのか、2階から実施していったのか、または工事対象室のみを順次閉鎖していったのかについて今後確認をしていく予定。併せて、工事時点での園児数についても今後確認していく予定。

(3)平成11年度から平成18年度までの断続的な雨漏り

ア 1 - (3) - アのとおり、平成16年度から浜見保育園に所属していた用務員からのヒアリングを実施した。

イ 雨漏りの発生頻度及び発生時期について、ヒアリングにより確認した。それを基に、今後過去の気象データから雨漏りが発生したと思われる日を今後推定していく予定。

ウ 雨漏りについて、水滴が垂れてきている箇所もあったが、4歳児室(旧遊戯室)については、シミが多く発生していたことをヒアリングにより

確認した。

エ 部会員の現地視察により，雨漏り又はシミが発生していたと思われる箇所を確認した。

(4)平成16年度から平成18年度までの点検又は調査

ア 1 - (3) - アのとおり，平成16年度から浜見保育園に所属していた用務員からのヒアリングを実施した。

イ 天井裏の状況について，現存しているシミュレーション時の写真や二次元撮影の写真よりも，吹き付け材が多く落ちていた印象があるということ，ヒアリングにより確認した。

ウ 点検や調査の際の手順として，4歳児室（旧遊戯室）の点検口を児童が数名在室している中で開けていたことがあり，天井裏から床に落ちた吹き付け材を箒で掃き取って捨てたということもあったが，天井裏に落ちていた吹き付け材を掃き取った事実はないこと等を，ヒアリングにより確認した。

3 検討時の参考資料等

(1)気象庁：過去の気象データ（平成11年から平成18年まで）

(2)職員及び元園児からの提供された4歳児室（旧遊戯室）の天井比較写真（昭和56年度，昭和57年度，昭和59年度及び昭和60年度に撮影されたもの）

(3)昭和59年度改修工事設計図面

(4)平成19年度浜見保育園アスベスト除去工事設計図面

(5)文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会報告書

(6)石綿に関する健康リスク評価

(7)発がん性の評価のための手順書（平成15年1月版）

(8)化学物質のリスク評価のためのガイドブック 付属書

(9)その他各種写真等

以 上

リスク推定部会担当分の報告書の構成（試案）

2016年（平成28年）4月22日

1 健康リスク評価の意義

(1)リスク評価の一般的な意義，意味，必要性，考え方・・・

(2)本件においてリスク評価をすることの意義，実益，何に関係することか，
本件の特殊性，本件の概要など・・・

【執筆担当者：村山部会員】

2 ばく露量の評価の作業とその結果

(1)評価の対象とすべき飛散事故等（事象，事故，出来事など）の特定

ア 別紙の8件とする

イ その8件とした理由

【執筆担当者：久保部会長】

(2)これまでの調査経過（収集した資料，関係者の事実聴取，参照した情報等の概要）

【執筆担当者：久保部会長及び事務局】

(3)飛散とばく露を検討するにあたっての前提（総括）事実

ア 浜見保育園の規模及び沿革等，当該園児室の用途及び構造等

イ 当該吹き付け材の種類，性質，成分の推定

【執筆担当者：久保部会長】

以下，事故等ごとに縦割りで記述する

(4)事故等ごとの飛散の態様の推定

ア 飛散の時期，場所，態様等の確認できた事実と不明なままの事実

【執筆担当者：久保部会長】

(5)事故等ごとの飛散量の推定

ア 飛散量推定の前提とする推定あるいは仮定する事実

イ 特定した事実に基づく飛散量の推定

【執筆担当者：永倉部会員及び村山部会員】

(6)ばく露量の推定

ア ばく露の可能性があった者（園児等）の範囲，所在場所，所在時間等の推定（確認できた事実と不明な事実）

【執筆担当者：久保部会長】

イ ばく露量推定の前提とする，ばく露可能者の範囲とカテゴリー化，ばく露場所，ばく露時間の推定あるいは仮定する事実

ウ イに述べるばく露場所における濃度とその変化の推定

エ ばく露可能者のカテゴリーごとに，各ばく露量の推定

【執筆担当者：永倉部会員及び村山部会員】

3 健康リスクの評価の作業と結果

(1)事故等ごとに，かつばく露可能者のカテゴリーごとに行う

【執筆担当者：村山部会員】

以 上

別紙

評価の対象とする飛散事故等

2016年(平成28年)4月22日

**1 1972年(昭和47年)から1984年(昭和59年)までの表面劣化
もしくは人為的な接触による飛散の可能性**

(1)吹き付け材施工時から天井板張り付け工事までの経年劣化による表面の剥離又は離散による飛散の可能性

(2)同時期に園児等が遊びで天井に鞠(ボール)を投げるなど、人為的な接触による飛散の可能性

2 1984年(昭和59年)度の改修工事時の飛散

(1)それまでの下がり壁,照明,スピーカー,火災報知器及びそれらの配線設備の撤去に伴う飛散

(2)新規天井板施工のためのアンカーの打ち込みによる飛散

(3)作業中の作業者の接触による飛散

**3 1999年(平成11年)から2005年(平成17年)までの断続的な
雨漏りによる飛散の可能性**

(1)吹き付け材が混入した雨水がしみこんだ壁,床,バケツ及び雑巾等が乾燥することによる飛散

**4 2004年(平成16年)4月から6月頃の点検のための天井板を外した
時の飛散**

(1)長時間開けており,天井板裏を掃除して掃き取っている

(2)この時の天井板裏の状況は過去にニチアスが調査した時よりも多量の吹き付け材が滞留していたとされる

5 2005年(平成17年)4月から6月頃の外壁防水工事に伴う調査時の飛散

(1) 同じく天井板を外しており、飛散の可能性があった

6 2005年(平成17年)8月17日の用務員による点検時の飛散

(1) 天井板をずらして吹き付け材のサンプルを採取した

7 2005年(平成17年)8月19日の児童福祉課職員による目視点検時の飛散

(1) 天井板をずらす作業をした

8 1から7までで飛散した吹き付け材を消化器摂取した場合の健康影響の可能性

(1) 園児が接触する布団、人形などに飛散した吹き付け材が付着し、または雨水が滲入し、それを舐めるなどして経口又は消化器から摂取した場合の健康影響の可能性

以上

藤沢市石綿関連疾患補償検討部会 検討状況報告

2016年(平成28年)4月22日

1 検討状況について

(1)平成27年度浜見保育園アスベスト検診における所要時間等の確認

ア 保育課にて作成した検診受診者別の所要時間に関する資料において、平成27年度検診時の各自の所要時間を確認した。

(2)他自治体等の検討状況等の確認

ア 他自治体における類似事例の検討状況について、事務局より照会し、その結果を確認した。照会した自治体は、文京区、佐渡市及び大阪府の3自治体。

イ 文京区において、検診に必要なレントゲン写真の複製に要した費用と提出のために要した郵送料を負担している点については、参考とできることを確認した。併せて、付随する文京区の各要綱を確認した。

(3)補償の対象範囲に関する検討

ア 市が主催する検診に参加した方に対しては、交通費及び検診のために時間を拘束されたこと等による損失に対する定額補償(「検診参加補償」という。)を支給する方向で進めている。

イ 市が主催する検診に参加できなかった方で、この検診を目的に過去に医療機関等で撮影した画像の取り寄せを希望する方に対しては、その画像複製費用及び郵送料等を支給する方向で進めている。

ウ 市が主催する検診に参加できなかった方で、この検診を目的に医療機関等に受診した方に対しては、原則としてその受診費用、画像複製費用、交通費及び郵送料等を支給する方向で進めている。

エ イ及びウにおいて画像を保管している医療機関等が複製画像の取得を本人のみに限定している際には、それに伴う交通費等も支給する方向で進めている。

オ 市が主催する検診に参加するにあたり、自家用車又はタクシーを利用した際の交通費の考え方や、複製画像を取得できる医療機関等が遠方であることから、本人が自家用車等を利用して取得に行った場合の交通費の考え方等について、今後検討していく予定。

2 検討時の参考資料等

- (1)文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱
- (2)文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部X線写真の読影・保管実施要綱
- (3)東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針
- (4)医薬品副作用被害救済制度
- (5)公害健康被害の補償等に関する法律
- (6)質疑応答 公害健康被害補償制度

以 上

浜見保育園アスベスト関連検診に係る補償に関する基本的考え方について

2016年(平成28年)4月22日

藤沢市石綿関連疾患補償検討部会

1 検診に係る補償に関する基本的考え方

(1)本件は、本来安全に園児を保育すべき保育園において、アスベストを含有する吹き付け材で仕上げた天井に対し昭和59年度改修工事にて天井板を張り付け、平成12年度頃からは当該天井を経由した雨漏りが認識され、園児滞在中に天井板の開口部を開けるなどし、園児や職員にアスベストばく露させ、将来の発症の危険に関する不安を抱かせた。将来の発症リスクを上昇させた可能性について検討中である。

(2)アスベストは、しきい値がなく、少量のばく露によっても健康被害のリスクがあるとされるが、人の五感の作用ではばく露したか否か、その程度等を知覚しにくいというえ、ばく露から10年から50年を経るなど遅発的健康被害が起こりうる。健康診断等に係る費用についても、以下のように補償すべきものとする。

(3)相当因果関係について

ア 意義

一定の原因行為と、それなしには生じないと認められる結果(因果関係のある結果)とのつながりが、社会生活の観念上も、特異のことではなく通常予想できる程度のものである場合、「相当因果関係」があるとされる。

一般に、相当因果関係がある場合に、民事賠償を求めることが可能とされている。

イ 根拠

(ア)民法(公権力の作用でない私人間の基本法。地方自治体等も公権力の発動でない場面においては、民法の適用を受ける。)

- ・債権債務関係のある当事者間における損害賠償責任；民法第415条「債務不履行責任」(債務不履行と相当因果関係のある損害)
- ・債権債務関係を前提としない当事者間における損害賠償責任；民法第709条「不法行為責任」(加害行為と相当因果関係のある損害であり、加害者の故意過失と違法性が認められる場合)

(イ)原子力損害賠償紛争審査会に係る原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（参考資料10ページ）

- ・同指針は、検査費用について、(a)福島第一・第二原子力発電所事故以降、(b)避難対象者のうち一定の者や対象区域内滞在者が、(c)放射線へのばく露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合、検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む）を賠償すべき損害としている。
- ・備考において、「放射線は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性があるうえ、人の五感の作用では知覚できないという性質を有している。それゆえ、・・・(前述の者)が、自らの身体が放射線にばく露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは通常は合理的な行為といえる。」とし、「政府による避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、必要かつ合理的な範囲でその検査費用が賠償すべき損害と認められる。」としている。

(ウ)公害健康被害補償法に基づく健康被害予防事業における、指定解除前第一種地域を管轄する地方公共団体が環境再生保全機構の助成等を受けて行う、健康相談及び健康診査の事業における費用負担での考え方

- ・従前の第一種地域は、大気汚染による喘息等に関わるものであり、昭和61年10月の中央公害対策審議会において、その当時の大気汚染状況の下では、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する個別補償を行うのは合理的ではないと答申された。これは、大気汚染公害被害者かたの大反対を受けたが、昭和63年3月1日に第一種地域が指定解除され、新たに喘息等により患って更新中の者だけに補償することとした。
- ・しかしながら、環境再生保全機構の助成等を受けて、指定解除前の第一種地域を管轄する地方公共団体が健康診査を行うこととしている。機構に設けた基金の運用益によるものであるが、基金は大気汚染の原因者である事業者（Soxを排出した工場が約8割、NOxを排出した自動車メーカーが約2割）等からの拠出金及び国からの財政上の措置（出資）により設けられている。
- ・原因者が多いとはいえ、原因者らにその健康診査等の負担を求めたものであり、相当因果関係のある損害を原因者に負担させるという、民法の考え方に基づくものである。
- ・なお、環境再生保全機構は、健康診査自体の費用のみの助成とのこと

であり、交通費等は健康診査を受ける側に負担を求めており、現実には母子健診等の他の健康診査と同時に行うことが多いものようである。

(4)本件での補償の範囲についての基本的考え方

- ア アスベストばく露によって園児、保護者及び職員等が負担することとなった損害のうち、相当因果関係のある損害は市が補償すべきである。
- イ 当時の園児、~~保護者~~及び職員が、アスベストにばく露し、何らかの健康被害が生じうるのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検診等を受けることは通常の合理的な行動といえる。また、付随的費用（交通費及び複写画像取り寄せ費用等）も民法の考え方の原則及び(3) - イ - (イ)の原子力損害賠償範囲の中間指針と同様に、市が負担するのが妥当と考える。

2 具体的な検診の付随費用の補償範囲等

前回4月14日の第6回補償検討部会において、検診に際する補償に関する市の要綱案及びフローチャート案を検討し、内容について概ね良しとしていることから、委員会において検討いただきたい。

3 補償検討部会の検討範囲について

検診に要する費用のほか、園児等が万が一、石綿関連疾患を発症した場合における補償について検討すべきか、委員会において検討いただきたい。

以上

【第6回藤沢市石綿関連疾患補償検討部会資料】
藤沢市立浜見保育園アスベスト問題に関する検診関連補償フローチャート(案)

